

**(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員
体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、
必要な対応の検討に関する調査研究事業
(結果概要) (案)**

(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

1. 調査目的

- 令和3年度介護報酬改定において、認知症対応型共同生活介護事業所（以下、グループホーム）の夜間・深夜時間帯の職員体制について、1ユニットごとに1人夜勤の原則は維持した上で、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとしたところである。
- 本調査では、当該改定が夜間のサービス提供等にどのような影響を与えたか等について調査し、また、3ユニット2人夜勤体制を導入している事業所等に対し効果実証を実施する。これらの結果から得られたデータの分析等を行い、次期介護報酬改定の検討に資する基礎資料を得ることを目的として実施した。

2. 調査方法

A. アンケート調査

全国のグループホームのうち、3ユニットの事業所に対し、アンケート調査を実施した。

調査票名	母集団※1	発出数	回収数※2	回収率	有効回収率※3
事業所調査票	909(874)	909	361(324)	39.7%	39.4%

※1 () 内の数値は、介護保険総合データベースより、3ユニットと想定された事業所（定員19人以上27人以下、または利用者数23人以上の事業所）のうち、回答から3ユニットではないことが判明した事業所を除いた数（未回答の集計対象外の事業所を含む）

※2 () 内の数値は、集計対象となった回答数

※3 母集団及び回収数の () 外の数値から算出。白票の2票を除く。

B. 効果実証

効果実証への協力が得られた事業所に対し、タイムスタディ調査、訪室回数記録調査、職員向け調査、利用者家族向け調査を実施した。

調査票名	母集団	発出数	回収数	回収率
タイムスタディ調査票	21事業所	21事業所	21事業所	100.0%
訪室回数記録調査票	21事業所	21事業所	21事業所	100.0%
職員向け調査票	21事業所	21事業所	21事業所	100.0%
利用者家族向け調査票	-	21事業所	8事業所	-

※ 実証事業に参加があった事業所数を「母集団」の欄に記載している

※ 「利用者家族向け調査票」は、回答対象数が事業所ごとに異なり母集団の数が把握できないため、実証事業に参加があった事業所数を「発出数」の欄に記載し、回収率は算出していない

(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

B. 効果実証

【効果実証の概要】

- 3ユニット2人夜勤体制とした事業所における業務内容等の実態を把握することで、ケアの質の確保及び職員の心理的・身体的負担の軽減に向けた改善すべき課題等を把握するための効果実証を実施した。
- 効果実証の概要は以下の通り。

実証テーマ	実証目的	対象事業所		回答事業所	調査実施回数	調査票名
①3ユニット2人夜勤導入事業所の夜勤職員の業務内容等に関する実証	<u>3ユニット2人夜勤を既に導入している事業所</u> を対象に、夜勤職員が時間帯別に行っている業務内容等のデータ収集を行う。	3ユニット2人夜勤を既に導入している事業所	4か所	4か所	1回※	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムスタディ調査票（1回あたり夜勤5日分） ・訪室回数記録調査票（1回あたり夜勤5日分） ・職員向け調査票 ・利用者家族向け調査票
②3ユニット2人夜勤導入前後の夜勤職員の業務内容等に関する実証※	<u>3ユニット2人夜勤を導入していない事業所</u> を対象に、現行の構造要件等を課した上で、3ユニット2人夜勤を導入し、導入前後の夜勤職員が時間帯別に行っている業務内容等のデータ収集を行う。	3ユニット2人夜勤を導入していない事業所	3か所	3か所	2回（事前・事後）	
③ICTを活用した例外的な夜勤職員体制導入前後の夜勤職員の業務内容等に関する実証※	<u>3ユニット及び2ユニットの事業所</u> を対象に、現行の構造要件等によらず、 <u>ICT等を活用</u> ※した上で、例外的な夜勤職員体制を導入し、導入前後の夜勤職員が時間帯別に行っている業務内容等のデータ収集を行う。	3ユニットの事業所	3か所	3か所		
		2ユニットの事業所	11か所	11か所		

※実証テーマ①は実態把握のため1度（5日間）の結果のみ集計

※実証テーマ②・③については、職員の配置人数は最低基準を遵守しながら、緊急時を除き、3ユニットの事業所は2名、2ユニットの事業所は1名の職員で対応を行う実証（残りの1名は緊急時の対応を行うサポーターとして勤務）

※実証テーマ③の対象事業所については、原則、見守り支援機器を定員の8割以上導入している事業所を対象とした。導入している見守り機器の種類はバイタル型が12事業所、カメラ型が2事業所。3ユニットの事業所のうち1か所は2ユニットのみでの実証

(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

A. アンケート調査

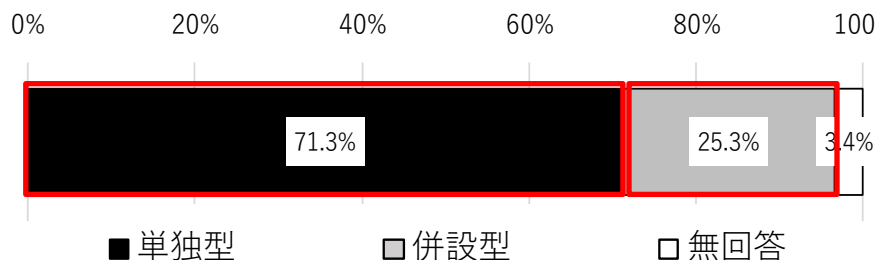
3. 結果概要

【アンケート調査票・事業所概要（問1の(1)①～③）】

- 全国の3ユニットの認知症グループホームを対象に調査を行った。本調査に回答のあった事業所の建物形態については、「単独型」が71.3%、併設型が25.3%であった。
- 各ユニット間の同一階の隣接状況については、「全てのユニットが同一階に隣接している」が9.9%であり、「同一階に隣接していないユニットがある」が90.1%であった。
- ユニット配置状況について、「3ユニットが同一階にあり、すべて隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造」に該当する事業所は、「当てはまる」が9.0%であり、「当てはまらない」が84.9%であった。

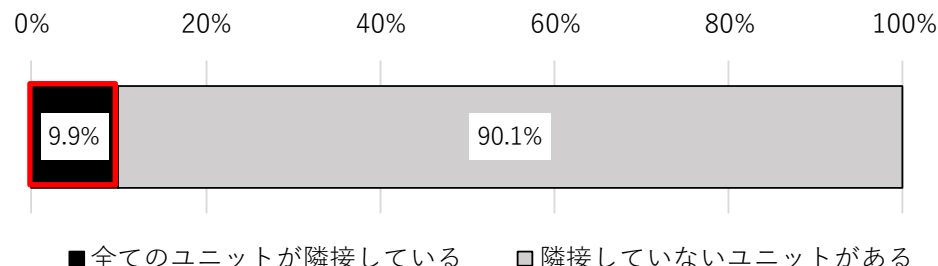
図表1 建物形態

n=324



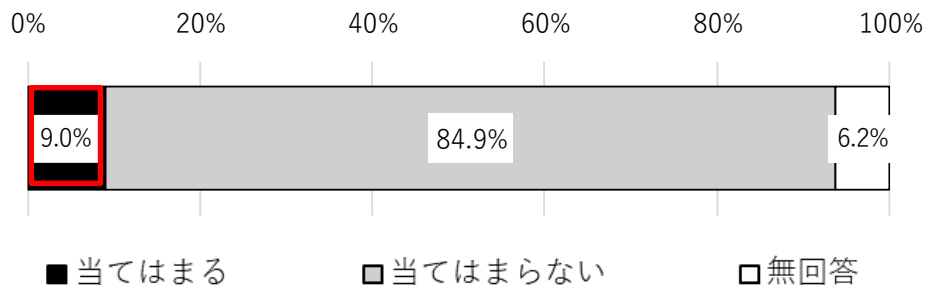
図表2 ユニット間の同一階の隣接状況

n=324



図表3 ユニット配置状況：「3ユニットが同一階にあり、すべて隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造」の該当有無

n=324

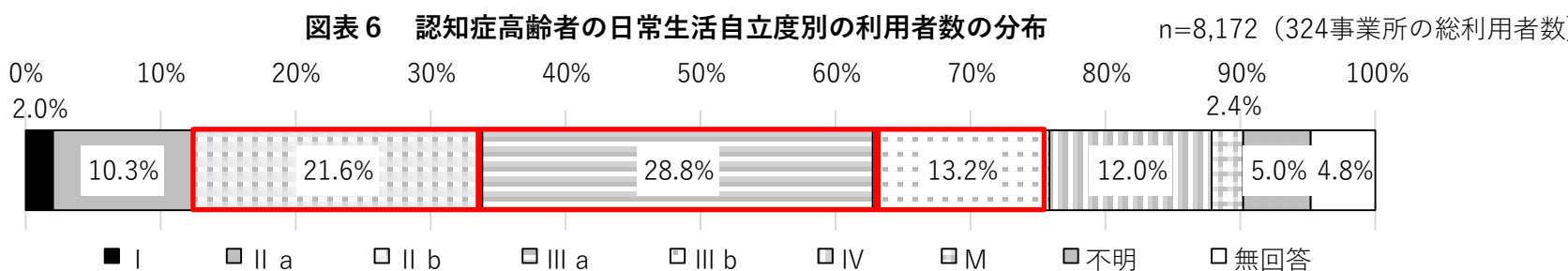
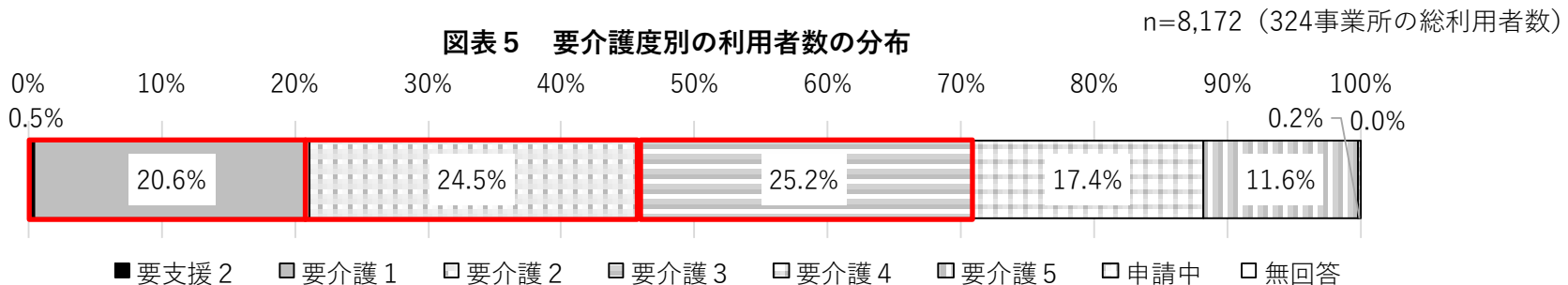
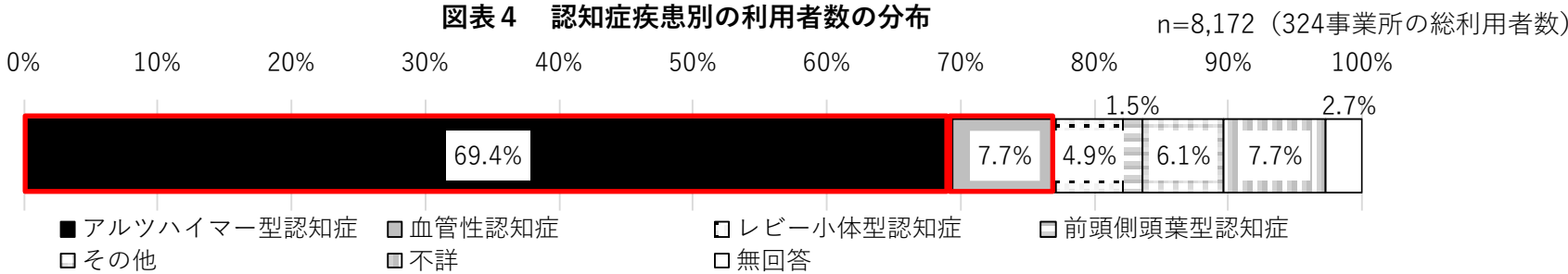


(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

A. アンケート調査

【アンケート調査票・事業所概要（問1の(8)②～④）】

- 認知症グループホームの認知症疾患別の利用者は「アルツハイマー型認知症」が最も多く69.4%、次いで「血管性認知症」が7.7%であった。
- 要介護度別の利用者は「要介護3」が最も多く25.2%、次いで「要介護2」が24.5%、「要介護1」が20.6%であった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別の利用者は「Ⅲa」が最も多く28.8%、次いで「Ⅱb」が21.6%、「Ⅲb」が13.2%であった。



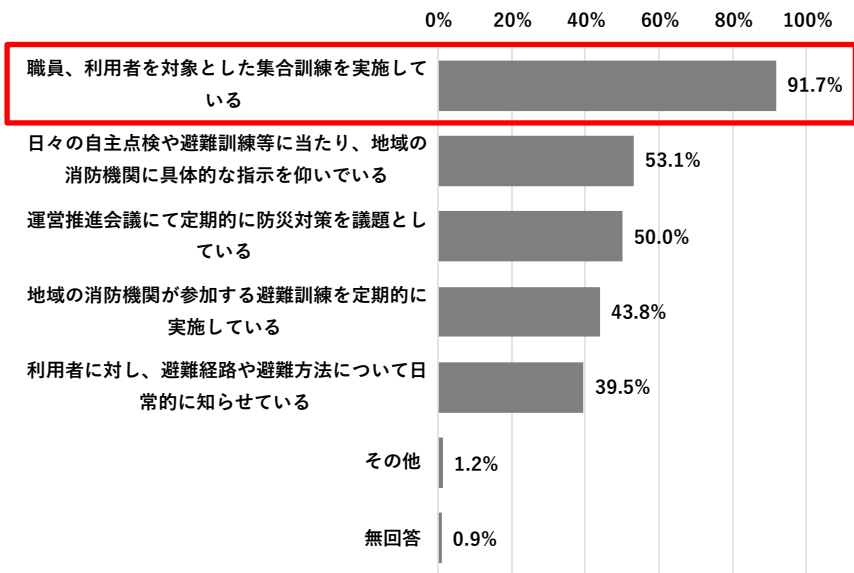
(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

A. アンケート調査

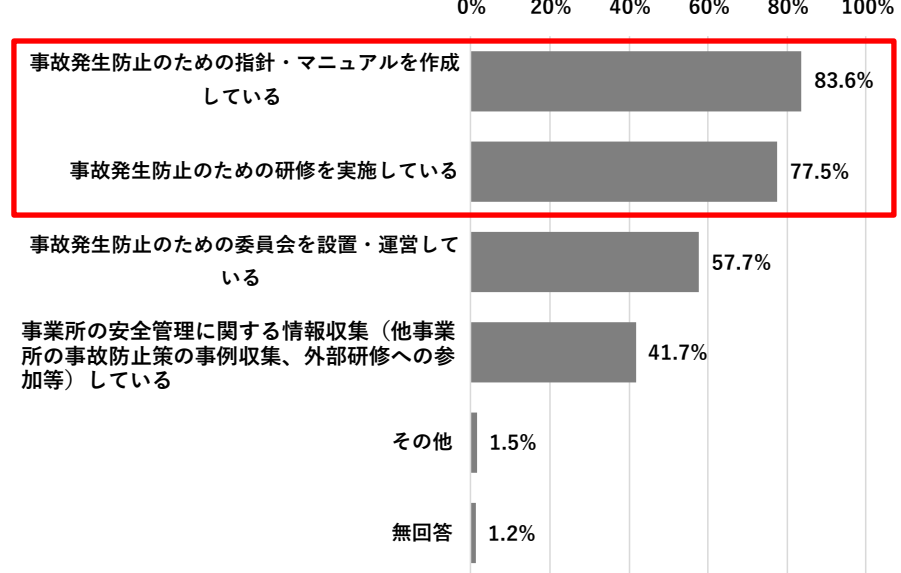
【アンケート調査票・安全対策の実施状況（問1の(9)①・③、問4の(7)②-1)】

- 防災対策は「職員、利用者を対象とした集合訓練を実施している」が最も多く91.7%であった。
- 事故発生防止の対策は「事故発生防止のための指針・マニュアルを作成している」が最も多く83.6%、次いで「事故発生防止のための研修を実施している」が77.5%であった。
- 避難訓練の実施回数は、平均2.4回、うち、夜間訓練もしくは夜間を想定した訓練の実施回数は平均1.2回であった。また、3ユニット2人夜勤の届出状況より、届出をしていると回答した事業所における年間の3ユニット2人夜勤体制を想定した避難訓練の実施回数については、平均2.0回であった。

図表7 防災対策（複数選択可） n=324



図表8 事故発生防止の対策（複数選択可） n=324



図表9 避難訓練の実施回数（年間）

避難訓練の実施回数（年間）（n=324） （うち、夜間訓練もしくは夜間を想定した訓練の実施回数）	平均2.4回 （平均1.2回）
（参考）3ユニット2人夜勤体制導入事業所（※）の実績（n=3） 3ユニット2人夜勤体制を想定した避難訓練の実施回数（年間） ※問4の(1)「3ユニット2人夜勤の届出状況」より届出をしていると回答した事業所が集計対象。	平均2.0回

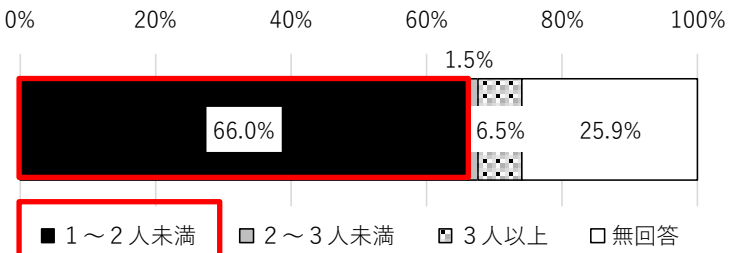
(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

A. アンケート調査

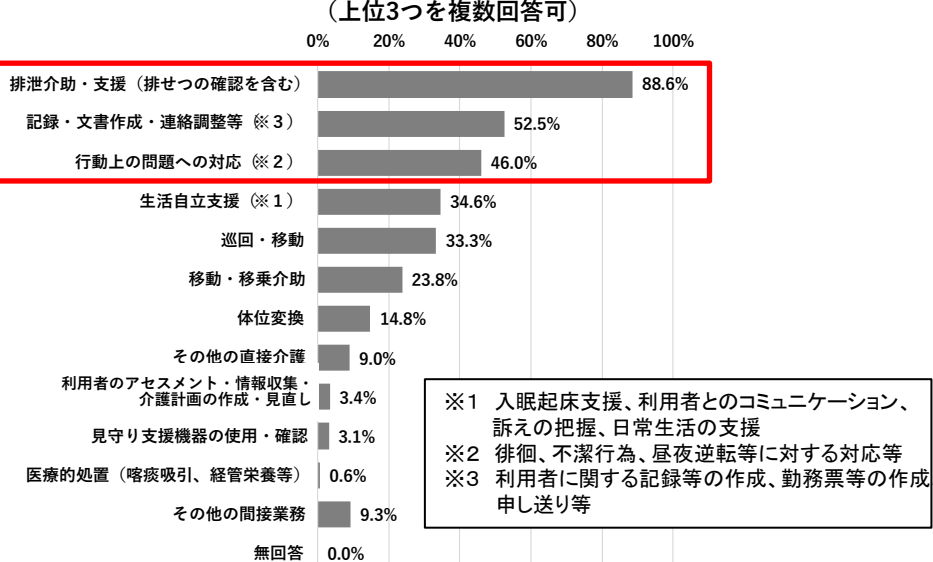
【アンケート調査票・夜勤の実施体制・ケアの提供状況（問2の(1)、(5)～(7)）】

- 夜勤職員の1ユニット当たりの配置人数については、「1～2人未満」が66.0%と最も多かった。
- 夜間帯において業務を行っている時間が長い業務は、多い順に「排泄介助・支援（排せつの確認を含む）」が88.6%、「記録・文書作成・連絡調整等」が52.5%、「行動上の問題への対応」が46.0%であった。
- 夜間帯の利用者の状況把握の方法については、「定期巡回による確認」が95.4%と最も多く、次いで「利用者からの訴えを受け、訪室」が73.5%であった。
- 夜間帯に「利用者からの訴えを受け、訪室」した場合に、利用者から求められることが多い業務は、多い順に「排泄介助・支援」が89.5%、「行動上の問題への対応」が70.2%、「生活自立支援」が51.3%であった。

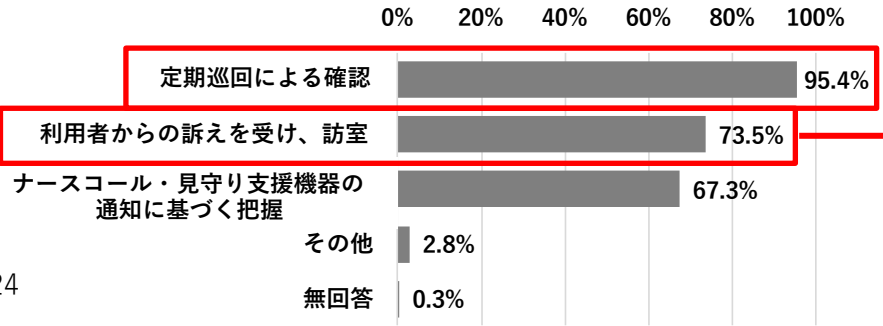
図表10 夜勤職員の勤務状況：1ユニット当たりの配置人数 n=324



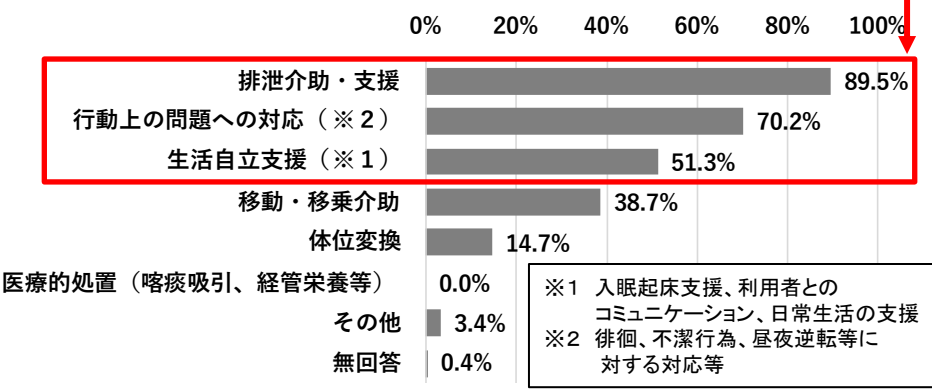
図表11 夜間帯において、業務を行っている時間が長い業務（上位3つを複数回答可） n=324



図表12 夜間帯の利用者の状況把握の方法（複数選択可） n=324



図表13 夜間帯に「利用者からの訴えを受け、訪室」した場合に、利用者から求められることが多い業務（上位3つを複数回答可） n=238

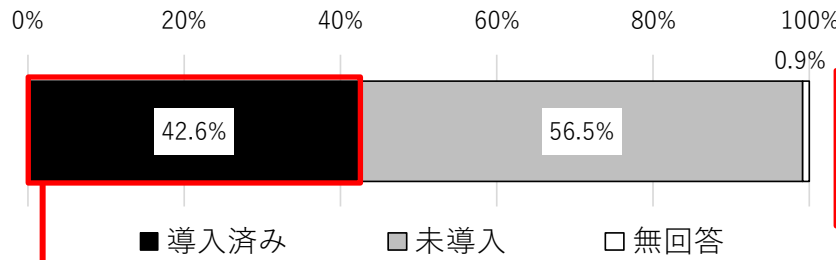


(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業 A. アンケート調査

【アンケート調査票・見守り支援機器の活用状況（問3の(1)①、問3の(2)⑦～⑨）】

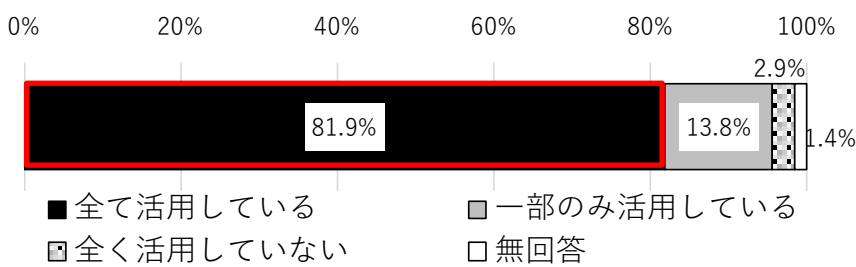
- 見守り支援機器の導入状況については、「導入済み」が42.6%、「未導入」が56.5%であった。導入済みの事業所のうち、最近1週間で活用した機器台数については「全て活用している」が最も多く81.9%であった。
- 見守り支援機器を導入した目的・理由については、「ヒヤリ・ハット／介護事故の防止のため」が最も多く79.7%、次いで「訪室していない時間帯の見守りや安否確認のため」が74.6%であった。
- 見守り支援機器を導入したことで感じられた効果については、「訪室していない時間帯の見守りや安否確認のため」が最も多く73.2%、次いで「ヒヤリハット／介護事故の防止のため」が72.5%であった。

図表14 【見守り支援機器の導入】
見守り支援機器の導入状況 n=324

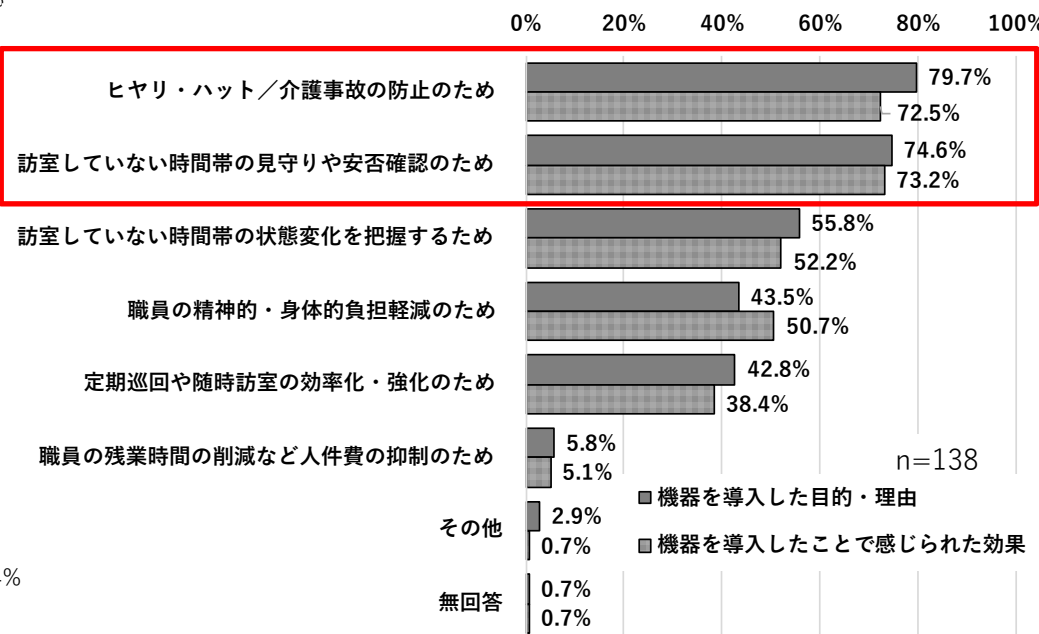


※ 見守り支援機器の中には、赤外線センサー、超音波センサー、カメラ型センサー、バイタルセンサー、離床センサーを含む

図表15 【見守り支援機器の導入】
最近1週間で活用した機器台数 n=138



図表16 【見守り支援機器の導入】機器を導入した目的・理由と機器を導入したことで効果を感じられた導入時の目的（複数回答可）



(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

A. アンケート調査

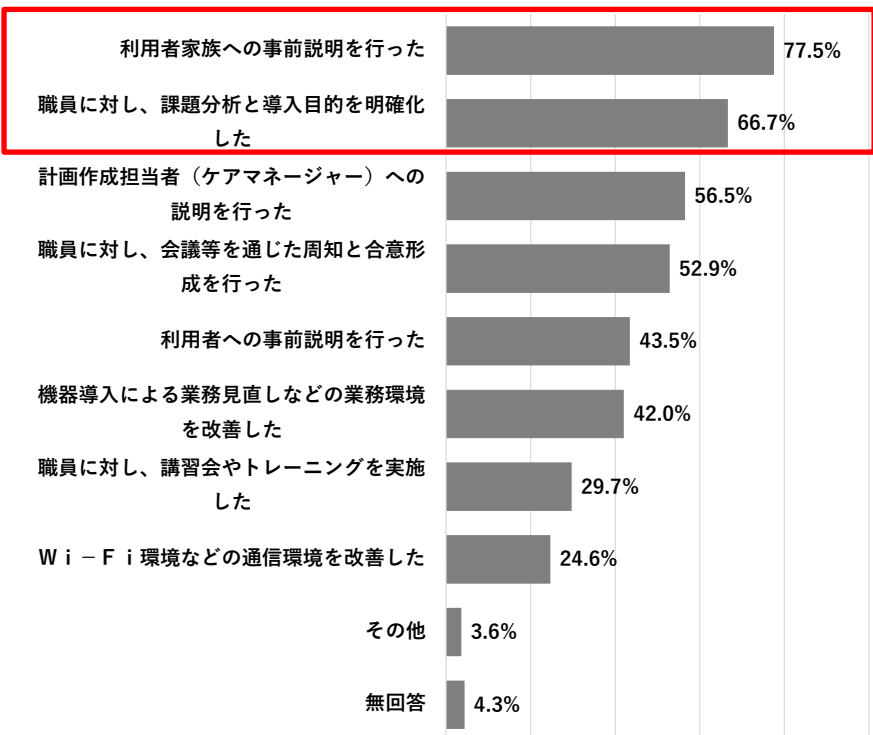
【アンケート調査票・見守り支援機器の活用状況（問3の(3)①-1、問3の(3)②-3）】

- 見守り支援機器の導入前に行った配慮や工夫については、「利用者家族への事前説明を行った」が77.5%と最も多く、次いで「職員に対し、（導入にあたっての）課題分析と導入目的を明確化した」が66.7%であった。
- 見守り支援機器導入済みの事業所における、見守り支援機器導入によるケアの変化については、「訪室による利用者の覚醒の回数」は「変わらない」が51.4%と最も多かった。「ヒヤリ・ハットや介護事故」の発生件数は「減った」が最も多く、68.1%であった。「利用者の睡眠の質」は「無回答」を除き、「変わらない」が最も多く、34.8%であった。

図表17 【見守り支援機器導入前後の状況】

導入前に行った配慮や工夫（複数回答可） n=138

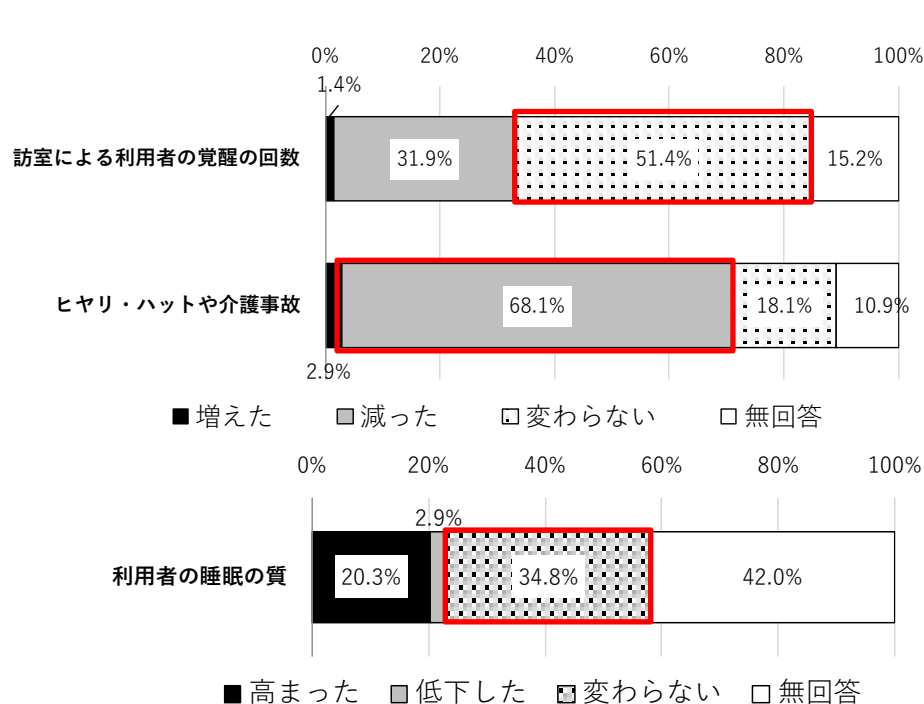
0% 20% 40% 60% 80% 100%



図表18 【見守り支援機器導入前後の状況】

見守り支援機器の導入によるケアの変化（見守り支援機器導入前との変化） n=138

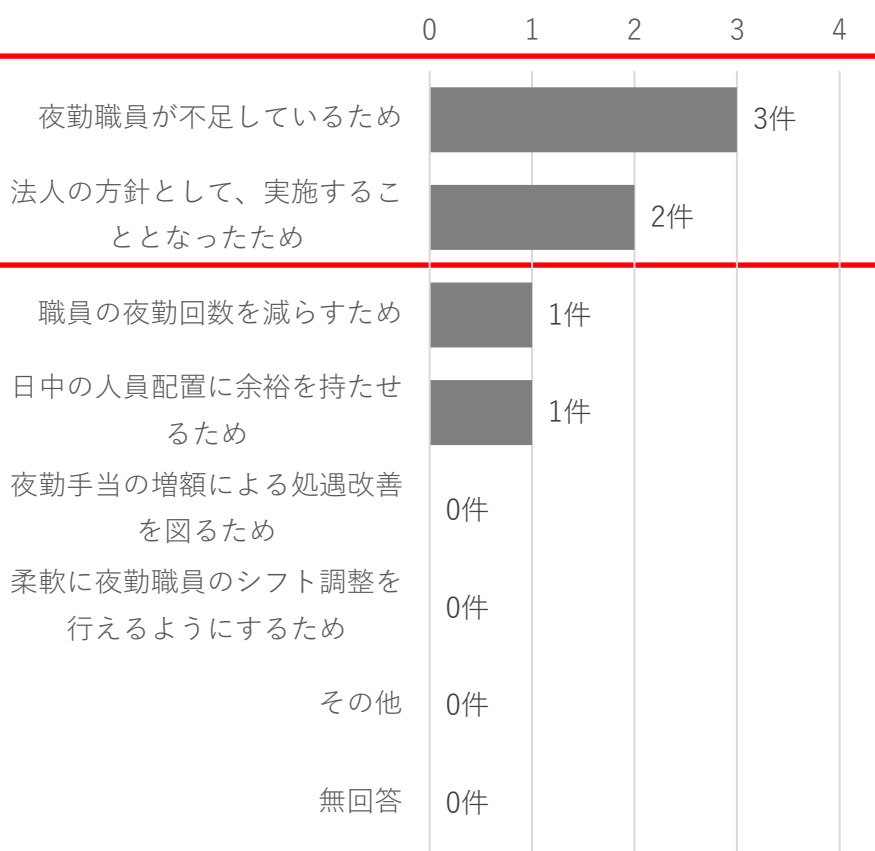
0% 20% 40% 60% 80% 100%



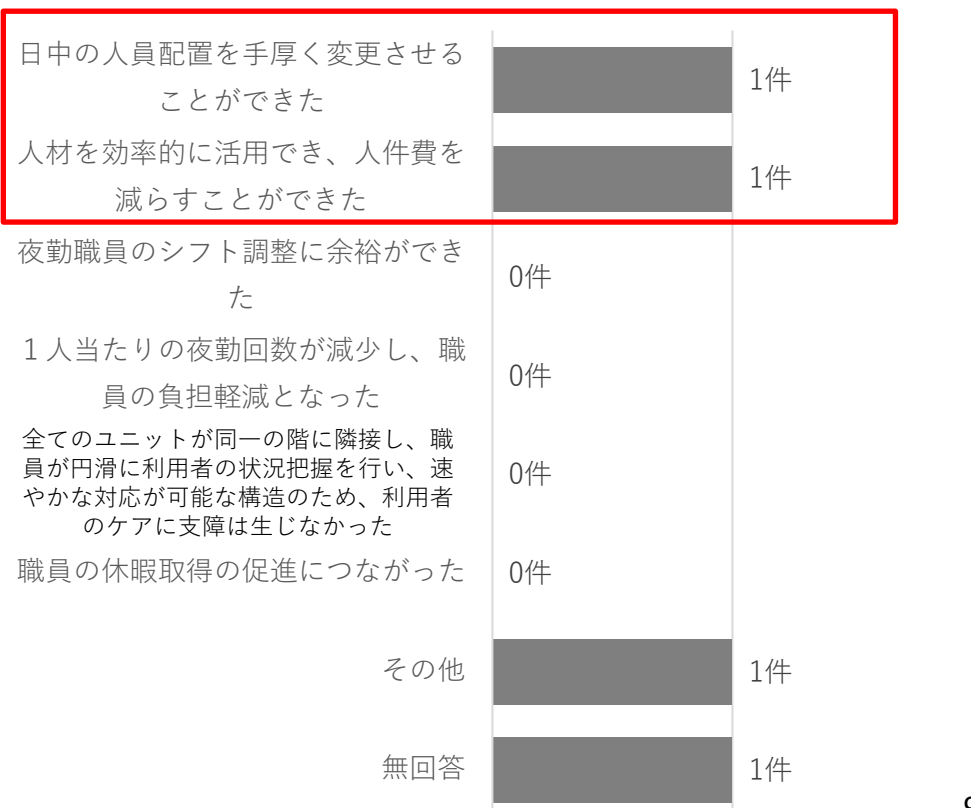
(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業 A. アンケート調査

【アンケート調査票・3ユニット2人夜勤体制導入による変化等（問4の(4)、(12)④）】
 ※ 厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（令和4年8月審査分）における減算請求事業所数は認知症対応型共同生活介護が9か所、介護予防認知症対応型共同生活介護が3か所。
 ○ 3ユニット2人夜勤体制を導入した経緯については、すべての事業所にて「夜勤職員が不足しているため」と回答し、「法人の方針として、実施することとなったため」との回答が2件あった。
 ○ 3ユニット2人夜勤体制の導入の効果については、「日中の人員配置を手厚く変更させることができた」および「人材を効率的に活用でき、人件費を減らすことができた」との回答がそれぞれ1件であった。

図表19 3ユニット2人夜勤体制を導入した経緯（複数回答可） n=3



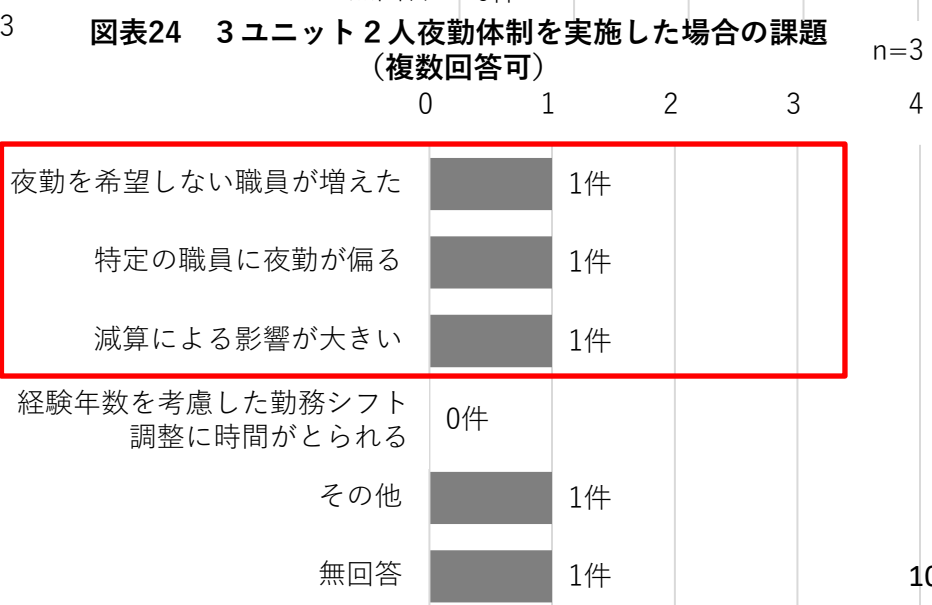
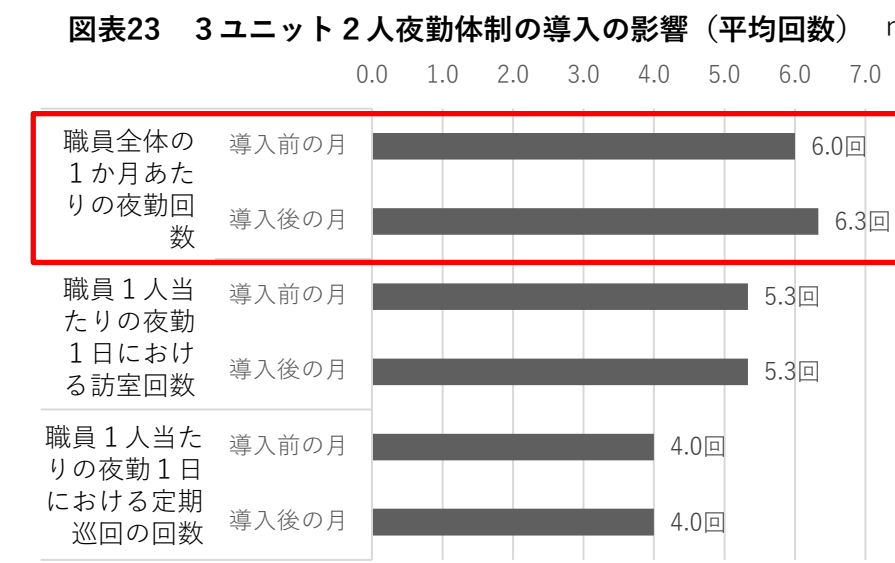
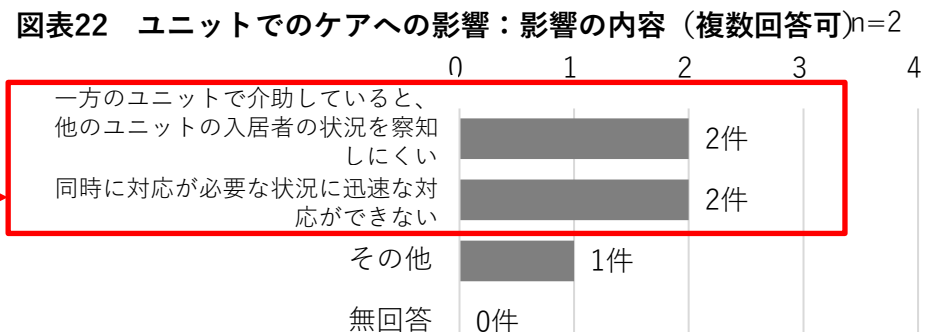
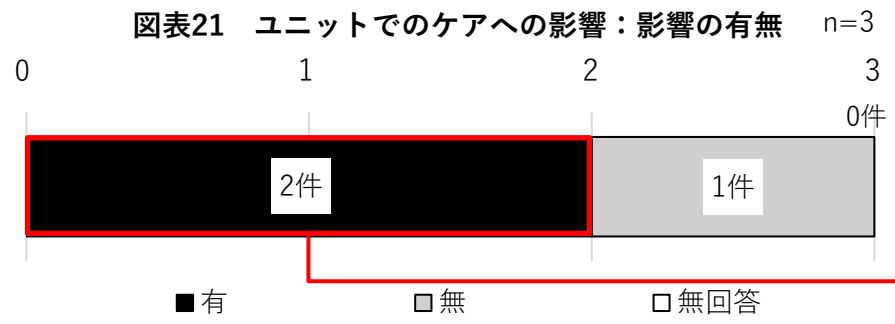
図表20 【3ユニット2人夜勤体制の導入の影響】 n=3
 3ユニット2人夜勤体制の導入の効果（複数回答可）



(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業 A. アンケート調査

【アンケート調査票・3ユニット2人夜勤体制導入による変化等（問4の(8)、(12)①～③・⑤）】

- ユニットでのケアへの影響について、影響「有」と回答した2件のいずれも影響の内容として、「一方のユニットで介助していると、他のユニットの入居者の状況を察知しにくい」、「同時に対応が必要な状況に迅速な対応ができない」との回答であった。
- また、3ユニット2人夜勤体制の導入の影響について、「職員全体の1か月あたりの夜勤回数」は導入前の月から導入後の月で0.3回増加したが、そのほかの訪室回数や定期巡回の回数については変化がなかった。
- 3ユニット2人夜勤体制を実施した場合の課題としては、「夜勤を希望しない職員が増えた」、「特定の職員に夜勤が偏る」、「減算による影響が大きい」と回答した割合がそれぞれ1件ずつであった。



※導入前の月と導入後の月で職員の数の変動等が生じている可能性あり

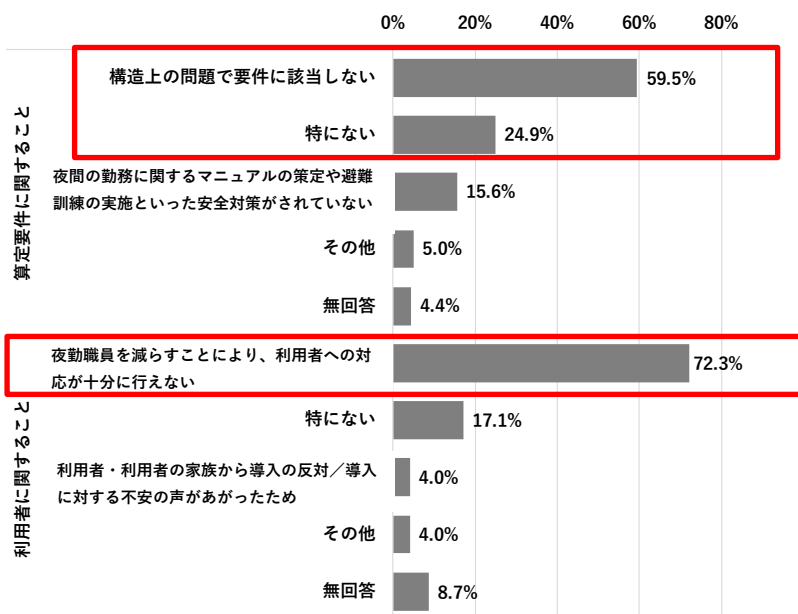
(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

A. アンケート調査

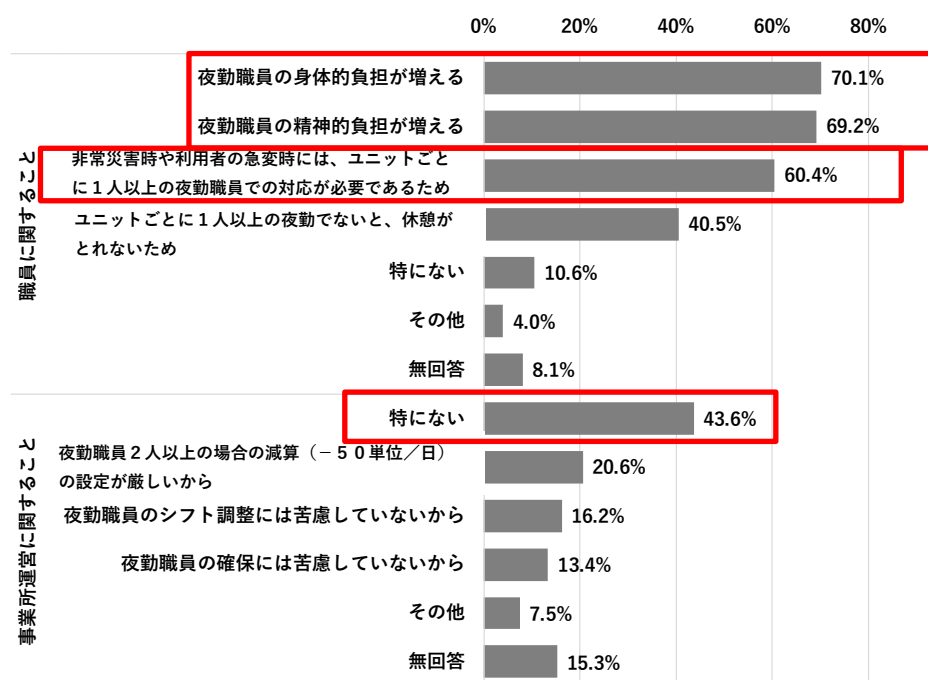
【アンケート調査票・3ユニット2人夜勤体制未導入の理由（問5の(1)①～④）】

- 3ユニット2人夜勤体制未導入の事業所の3ユニット2人夜勤体制未導入の理由について調査した。
- 算定要件に関することについて、「構造上の問題で要件に該当しない」が最も多く59.5%、次いで「特にない」が24.9%であった。
- 利用者に関することについて、「夜勤職員を減らすことにより、利用者への対応が十分に行えない」が最も多く72.3%であった。
- 職員に関することについて、「夜勤職員の身体的負担が増える」が最も多く70.1%、次いで「夜勤職員の精神的負担が増える」が69.2%、「非常災害時や利用者の急変時にはユニットごとに1人以上の夜勤職員での対応が必要であるため」が60.4%であった。
- 事業所運営に関することについて、「特にない」が最も多く43.6%であった。

図表25 【3ユニット2人夜勤体制未導入の理由】
算定要件に関すること／利用者に関すること（複数回答可） n=321



図表26 【3ユニット2人夜勤体制未導入の理由】
職員に関すること／事業所運営に関すること（複数回答可） n=321



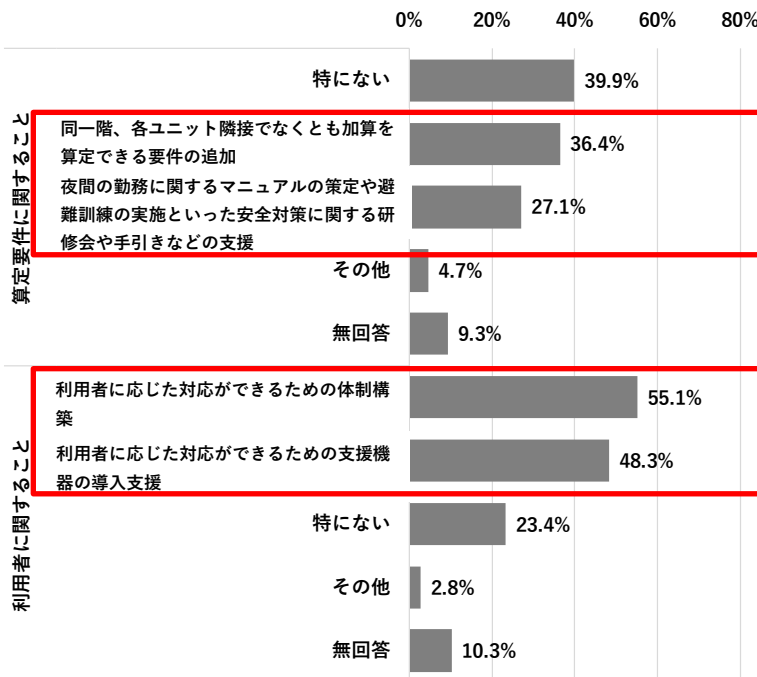
(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

A. アンケート調査

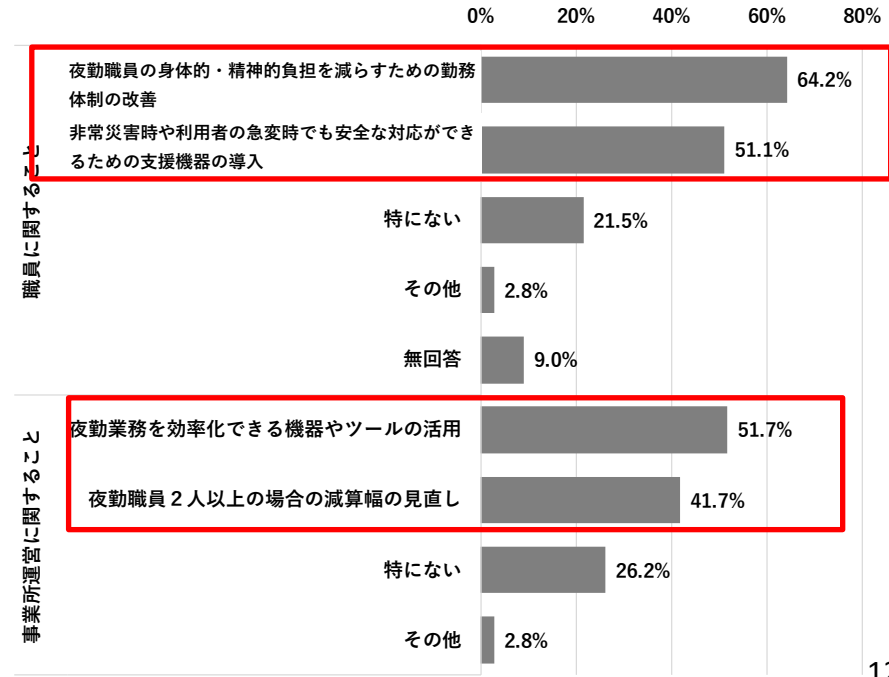
【アンケート調査票・3ユニット2人夜勤体制を導入するために必要な支援（問5の(2)①～④）】

- 3ユニット2人夜勤体制未導入の事業所の3ユニット2人夜勤体制を導入するために必要な支援について調査した。
- 算定要件に関することについて、「同一階、各ユニット隣接でなくとも加算を算定できる要件の追加」が36.4%、「夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施といった安全対策に関する研修会や手引きなどの支援」が27.1%であった。
- 利用者に関することについて、「利用者に応じた対応ができるための体制構築」が最も多く55.1%、次いで「利用者に応じた対応ができるための支援機器の導入支援」が48.3%であった。
- 職員に関することについて、「夜勤職員の身体的・精神的負担を減らすための勤務体制の改善」が最も多く64.2%、次いで「非常災害時や利用者の急変時でも安全な対応ができるための支援機器の導入」が51.1%であった。
- 事業所運営に関することについて、「夜勤業務を効率化できる機器やツールの活用」が最も多く51.7%、次いで「夜勤職員2人以上の場合の減算幅の見直し」が41.7%であった。

図表27 【3ユニット2人夜勤体制を導入するために必要な支援】
算定要件に関すること／利用者に関すること（複数回答可） n=321



図表28 【3ユニット2人夜勤体制を導入するために必要な支援】
職員に関すること／事業所運営に関すること（複数回答可） n=321



(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

B. 効果実証

【タイムスタディ調査の結果】

- 実証テーマ①（3ユニット2人夜勤を既に導入している事業所の業務実態の把握）では、夜勤職員1人1日（600分）あたり、直接介護が177.1分、間接業務が139.3分、待機が189.0分という結果だった。
- 実証テーマ②（3ユニット2人夜勤導入前後の業務内容等の比較）では、夜勤職員1人1日（600分）あたり、事前から事後において直接介護の時間が39.7分増加した。
- 実証テーマ③（ICTを活用した例外的な夜勤職員体制導入前後の業務内容等の比較）では、夜勤職員1人1日（600分）あたり、事前から事後において直接介護の時間が53.6分増加した。

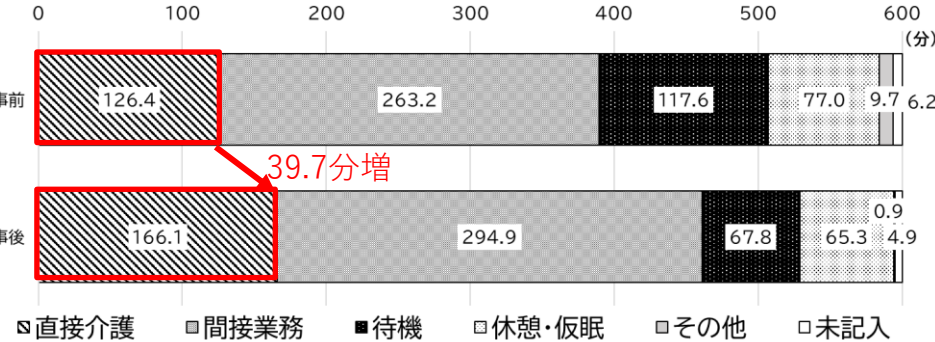
図表29 実証テーマ① タイムスタディ調査の結果
(夜勤職員1人1日(600分)あたり)



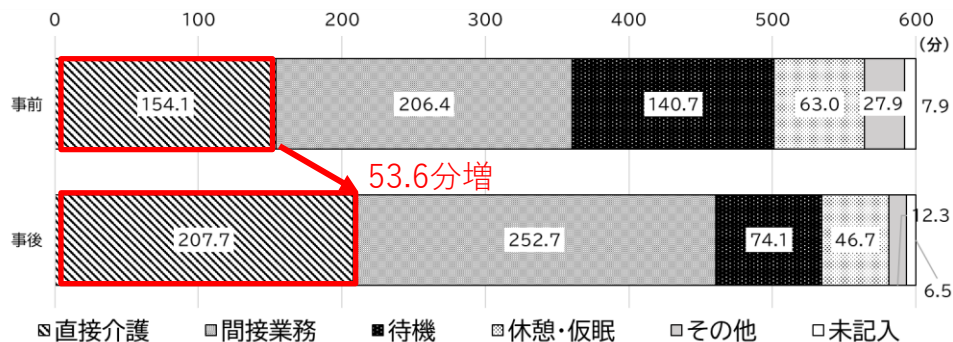
※5日間の自記式による職員業務量調査(タイムスタディ)を実施
 ※グラフ上の数は、調査結果の和から10時間(600分)換算した値
 ※実証テーマ①は実態把握のため1度(5日間)の結果のみ集計(4事業所)

n=28

図表30 実証テーマ② タイムスタディ調査の結果
(夜勤職員1人1日(600分)あたり)



図表31 実証テーマ③ タイムスタディ調査の結果
(夜勤職員1人1日(600分)あたり)



※5日間の自記式による職員業務量調査(タイムスタディ)を実施
 ※グラフ上の数は、調査結果の和から10時間(600分)換算した値
 ※事前/事後そろっている事業所のみ集計(13事業所)
 ※事後の直接介護・間接業務にはサポーターとして勤務した職員の業務時間分を含む

事前 n=103
 事後 n=95

※5日間の自記式による職員業務量調査(タイムスタディ)を実施
 ※グラフ上の数は、調査結果の和から10時間(600分)換算した値
 ※事後の直接介護・間接業務にはサポーターとして勤務した職員の業務時間分を含む

事前 n=37
 事後 n=32

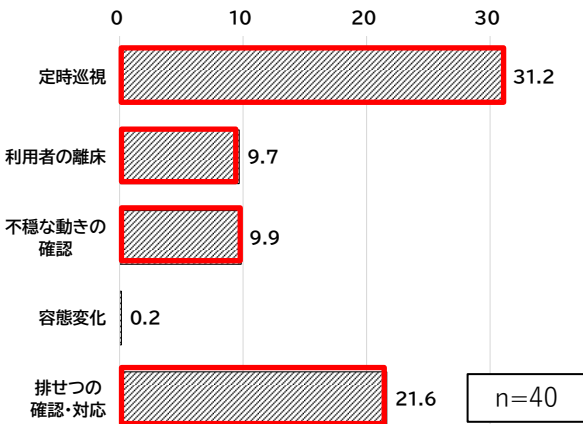
(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

B. 効果実証

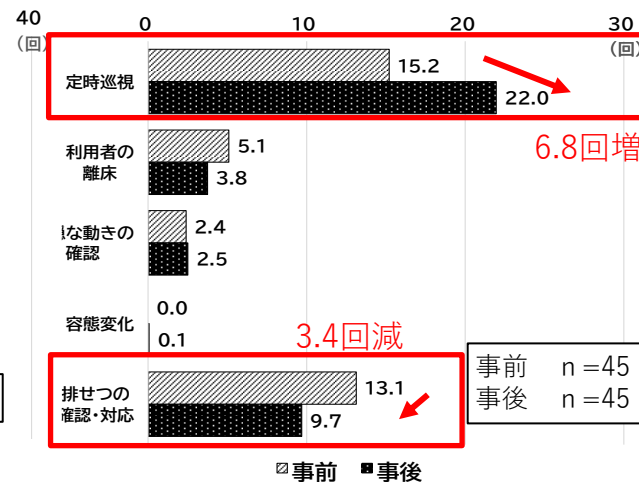
【訪室回数記録調査の結果】

- 実証テーマ①（3ユニット2人夜勤を既に導入している事業所の業務実態の把握）では、夜勤職員1人1夜勤あたりの目的別訪室回数について、「定時巡視」が31.2回「利用者の離床」が9.7回、「不穏な動きの確認」が9.9回、「排せつの確認・対応」が21.6回だった。
- 実証テーマ②（3ユニット2人夜勤導入前後の業務内容等の比較）では、夜勤職員1人1夜勤あたりの目的別訪室回数について、「定時巡視」が事前15.2回から22.0回となり6.8回増加した。一方、「排泄の確認・対応」は事前13.1回から9.7回となり3.4回減少した。
- 実証テーマ③（ICTを活用した例外的な夜勤職員体制導入前後の業務内容等の比較）では、夜勤職員1人1夜勤あたりの目的別訪室回数について、「定時巡視」が事前26.9回から25.0回となり1.9回減少した。また、「不穏な動きの確認」が事前3.4回から5.3回となり1.9回増加した。

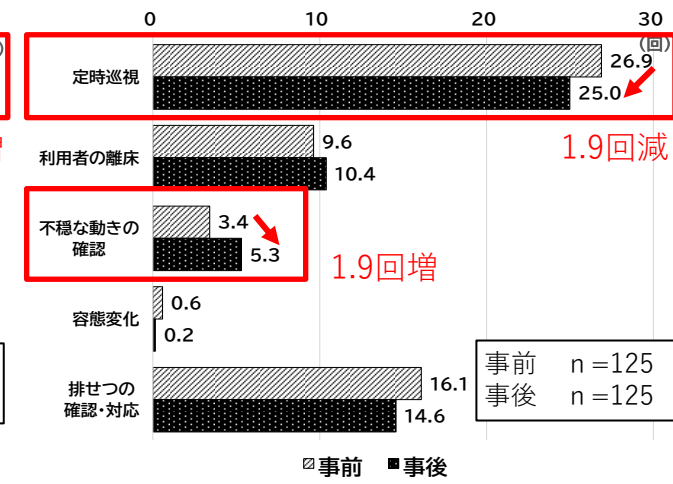
図表32 実証テーマ① 夜勤職員1人1夜勤あたりの目的別訪室回数



図表33 実証テーマ② 夜勤職員1人1夜勤あたりの目的別訪室回数（事前・事後の比較）



図表34 実証テーマ③ 夜勤職員1人1夜勤あたりの目的別訪室回数（事前・事後の比較）



※5日間の自記式による訪室回数記録調査を実施
 ※グラフ上の数は、訪室回数の和を延べ夜勤職員数で除した値
 ※実証テーマ①は実態把握のため1度（5日間）の結果のみ集計（4事業所）

※5日間の自記式による訪室回数記録調査を実施
 ※グラフ上の数は、訪室回数の和を延べ夜勤職員数（サポーターを含む）で除した値
 ※事後のサポーターによる記入があった事業所のみ集計（3事業所）

※5日間の自記式による訪室回数記録調査を実施
 ※グラフ上の数は、訪室回数の和を延べ夜勤職員数（サポーターを含む）で除した値
 ※事後のサポーターによる記入があった事業所のみ集計（12事業所）

(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

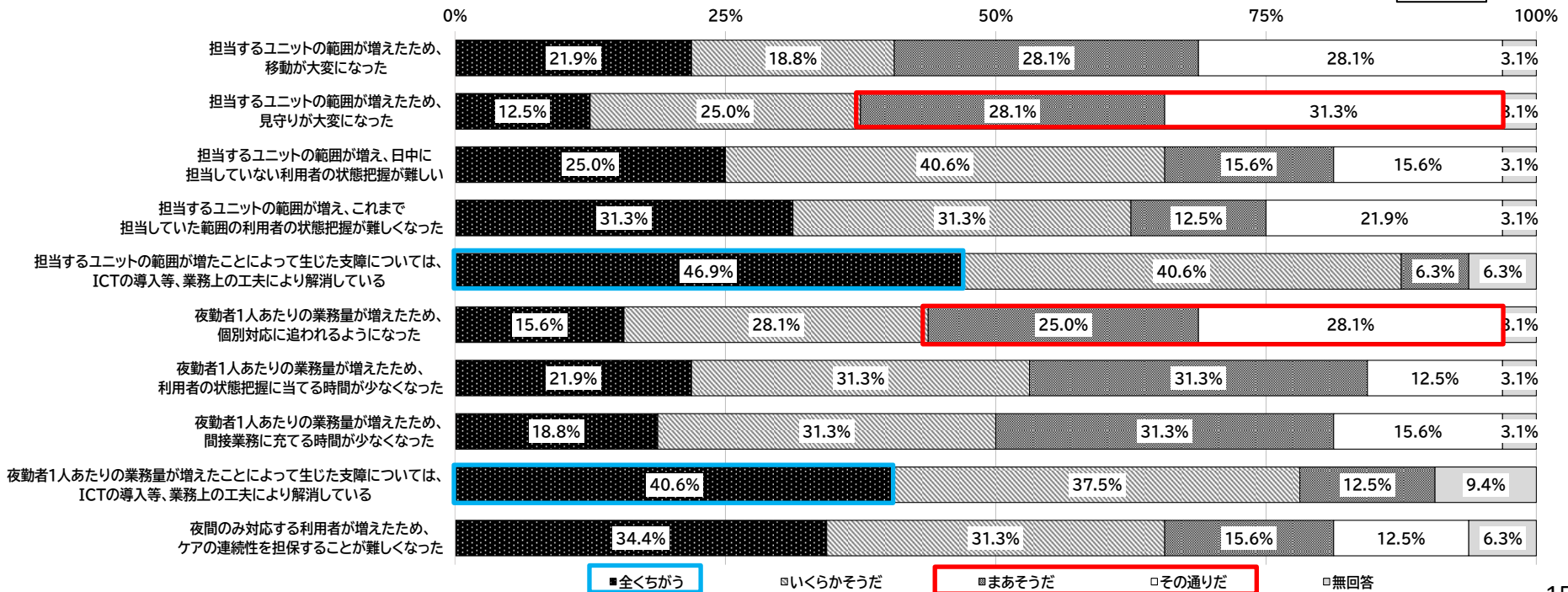
B. 効果実証

【職員向け調査の結果・夜間見守り業務の質の維持（テーマ①問4、テーマ②・③問5）】

- 実証テーマ①における夜間見守り業務の質の維持に係る質問について、「担当するユニットの範囲が増えたため、見守りが大変になった」の設問に「その通りだ」、「まあそうだ」と回答した割合は合わせて59.4%であった。
- また、「担当するユニットの範囲が増えたことによって生じた支障については、ICTの導入等、業務上の工夫により解消している」の設問に「全くちがう」と回答した割合は、46.9%であった。
- 「夜勤者1人当たりの業務量が増えたため、個別対応に追われるようになった」の設問に「その通りだ」、「まあそうだ」と回答した割合は合わせて53.1%であった。
- その他、「夜勤者1人あたりの業務量が増えたことによって生じた支障については、ICTの導入等、業務上の工夫により解消している」の設問に「全くちがう」と回答した割合は、40.6%であった。

図表35 実証テーマ① 夜間見守り業務の質の維持について

n=32



※実証テーマ①は4事業所が集計対象

(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

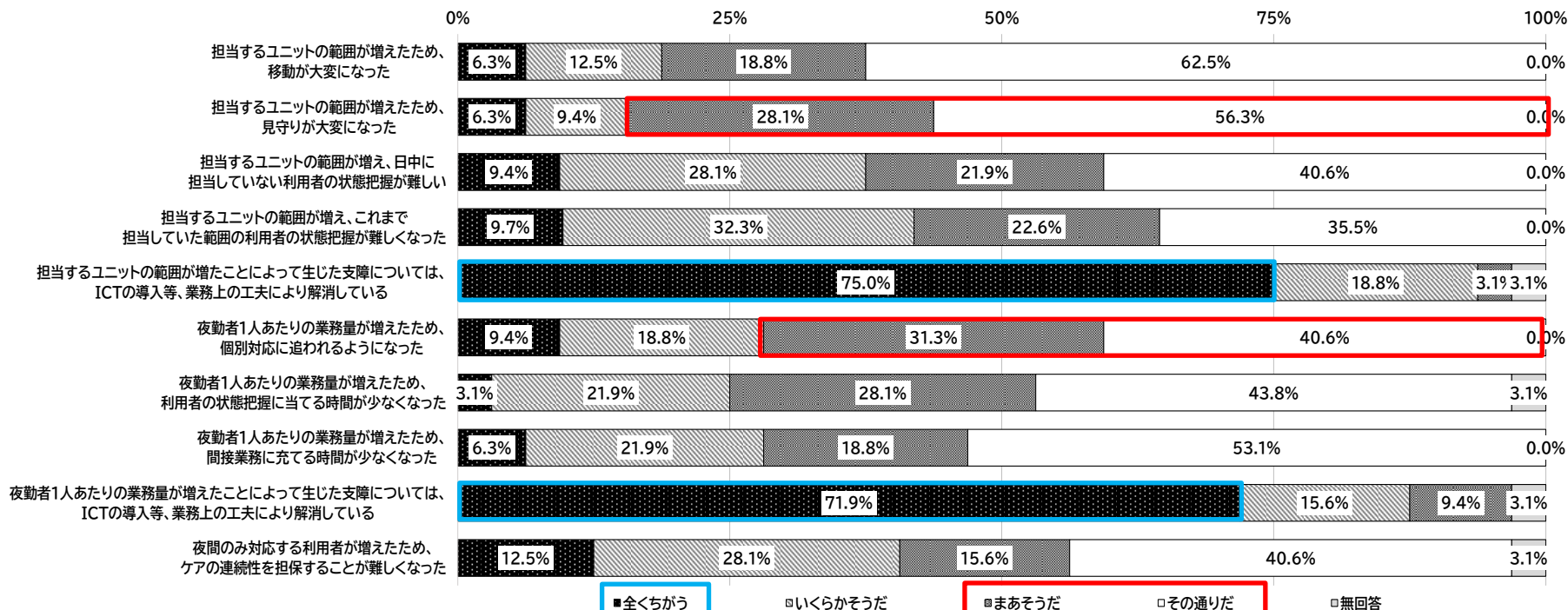
B. 効果実証

【職員向け調査の結果・夜間見守り業務の質の維持（テーマ①問4、テーマ②・③問5）】

- 実証テーマ②の事後における夜間見守り業務の質の維持に係る質問について、「担当するユニットの範囲が増えたため、見守りが大変になった」の設問に「その通りだ」、「まあそうだ」と回答した割合は合わせて84.4%であった。
- また、「担当するユニットの範囲が増えたことによって生じた支障については、ICTの導入等、業務上の工夫により解消している」の設問に「全くちがう」と回答した割合は、75.0%であった。
- 「夜勤者1人当たりの業務量が増えたため、個別対応に追われるようになった」の設問に「その通りだ」、「まあそうだ」と回答した割合は合わせて71.9%であった。
- その他、「夜勤者1人当たりの業務量が増えたことによって生じた支障については、ICTの導入等、業務上の工夫により解消している」の設問に「全くちがう」と回答した割合は、71.9%であった。

図表36 実証テーマ② 夜間見守り業務の質の維持について

n=32



※実証テーマ②は3事業所が集計対象

(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

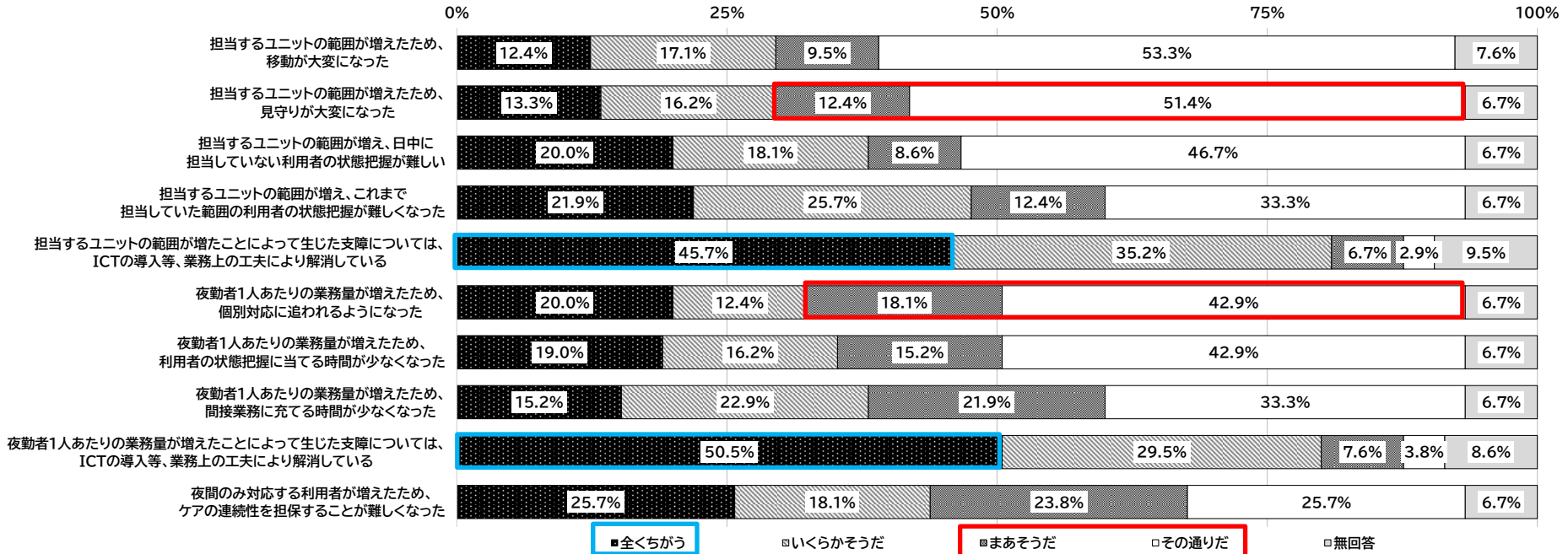
B. 効果実証

【職員向け調査の結果・夜間見守り業務の質の維持（テーマ①問4、テーマ②・③問5）】

- 実証テーマ③の事後における夜間見守り業務の質の維持に係る質問について、「担当するユニットの範囲が増えたため、見守りが大変になった」の設問に「その通りだ」、「まあそうだ」と回答した割合は合わせて63.8%であった。
- また、「担当するユニットの範囲が増えたことによって生じた支障については、ICTの導入等、業務上の工夫により解消している」の設問に「全くちがう」と回答した割合は、45.7%であった。
- 「夜勤者1人当たりの業務量が増えたため、個別対応に追われるようになった」の設問に「その通りだ」、「まあそうだ」と回答した割合は合わせて61.0%であった。
- その他、「夜勤者1人あたりの業務量が増えたことによって生じた支障については、ICTの導入等、業務上の工夫により解消している」の設問に「全くちがう」と回答した割合は50.5%であった。

図表37 実証テーマ③ 夜間見守り業務の質の維持について

n=105



※実証テーマ③は14事業所が集計対象（5名、調査票全体の無回答あり）

(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

B. 効果実証

【ヒアリング結果】

- 夜勤職員体制導入後、職員1人当たりの担当範囲が増え、ユニット間の移動や責任範囲が拡大したことで身体的・心理的負担を感じている職員がいた。
- 夜勤職員体制の導入に対して、利用者や家族から不安の声もあったが、導入の趣旨や安全対策を説明し、納得いただけた。
- 本体制を継続するには、見守り機器の導入や職員数の確保など、一定の対策を講じる必要がある。

図表38 例外的な夜勤職員体制導入後の職員の身体的・心理的負担の変化

主なヒアリング結果（実証テーマ②③）

- ユニット間の移動が大変だった。通常担当していないユニットの利用者については、普段の様子がわからない状態で介助に入らなければならないこと、2ユニット分の通知が鳴ることへの心理的負担もあった。
- 2人夜勤にして通常よりも担当範囲が増えたことで、責任範囲も増え、心理的・身体的負担を感じている職員がいた。

図表39 例外的な夜勤職員体制導入後の利用者・家族の状況

主なヒアリング結果（実証テーマ②③）

- いままで2人体制であったのが1人になることに対して不安の声はあったが、ご理解はいただけた。
- 事前にご家族にはメールで本事業の説明と安全に気を付ける旨を連絡しておいた。メールの返信をいただけた方からは、今の時代なら機器を使って対応するのは当然であるため賛成という反応があった。

図表40 例外的な夜勤職員体制の持続可能性

実証テーマ	主なヒアリング結果
① 3ユニット2人夜勤導入事業所の夜勤職員の業務内容等に関する実証	<ul style="list-style-type: none"> • 今後も3ユニット2人夜勤体制を継続する予定だが、見守り機器を導入するなど、何らかの対策を講じたいと考えている。 • 職員数が確保できれば、3人体制に変更することも検討したい。
② 3ユニット2人夜勤導入前後の夜勤職員の業務内容等に関する実証	<ul style="list-style-type: none"> • 通常業務のみであれば2人体制でも可能だが、災害時やその他のイレギュラー対応が発生する可能性を見込むと、3人体制が望ましい。 • 2人で対応できないときに、事業所の近くに住む職員が対応する必要があるが生じてしまうのではないかと、その職員はいつ呼び出されるかわからず、心理的な負担も生じるため、2人体制では厳しい。
③ ICTを活用した例外的な夜勤職員体制導入前後の夜勤職員の業務内容等に関する実証	<ul style="list-style-type: none"> • 1人1ユニットを見るだけでも大変であるため、1人で2ユニット担当するのは困難である（階が分かれている）。1フロアに2ユニットが隣接していれば、ある程度対応することができるかもしれない。転倒リスクがある利用者が100%であるため、間接業務を減らしたとしても1人で対応することは難しい。

(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

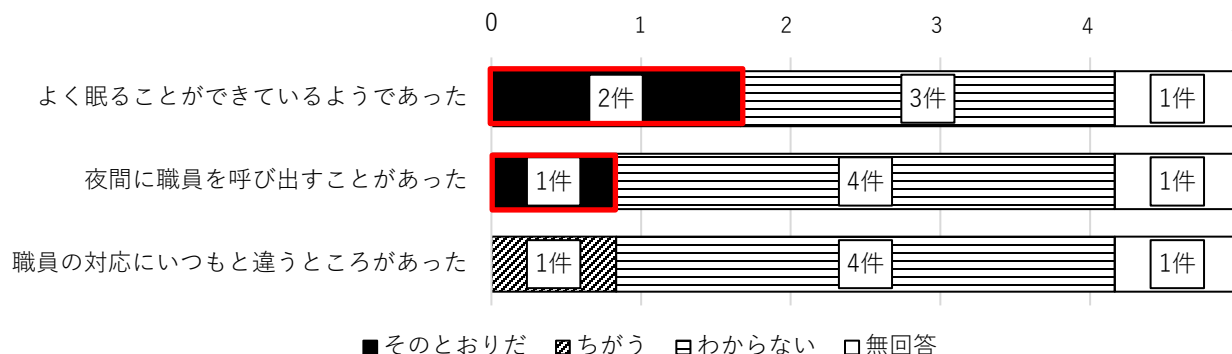
B. 効果実証

【利用者・家族向け調査の結果】

- 実証テーマ①（3ユニット2人夜勤を既に導入している事業所の業務実態の把握）では、最近5日間でよく眠ることができている利用者が6人中2人であった。また職員を呼び出すことがあった利用者は6人中1人であった。
- 実証テーマ③（ICTを活用した例外的な夜勤職員体制導入前後の業務内容等の比較）では、実証期間5日間でよく眠ることができた利用者が18人中2人であった。また、いつもと同じようにケアを提供してもらえたと感じた利用者が18人中2人であった。

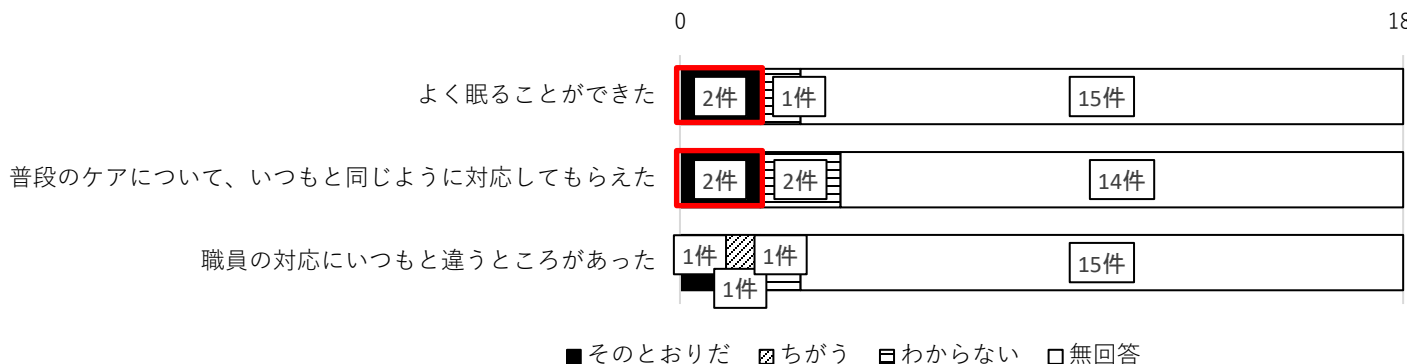
図表41 実証テーマ① 最近5日間（実証期間中）の利用者の夜間等の様子

n=6 (3事業所)



図表42 実証テーマ③ 実証期間の5日間の利用者の夜間等の様子

n=18 (5事業所)



※実証テーマ①：6件すべての回答が家族等の主な介護者によるもの
計3事業所の家族からご回答
※実証テーマ③：回答18件のうち、本人による回答が1件、家族等の主な介護者による回答が17件
計5事業所の家族からご回答
※実証テーマ②は、利用者またはご家族による回答なし